



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ② ●
利用者負担の軽減制度

◆◆◆ サービス利用料の軽減制度があります ◆◆◆

ヘルパーやショートステイ、施設入所などのサービスを利用すると、サービス利用料の10%と食費・居住費(滞在費)などが利用者の負担になります。これらの利用者の負担を軽減するために、つぎのようなサービス利用料の軽減制度がありますのでご紹介します。

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。申請に必要な書類は介護保険係(本庁)または総合窓口第2係(佐賀支所)にあります。

申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係(本庁)または総合窓口第2係(佐賀支所)かケアマネジャーにご相談ください。

●更新手続きについて

有効期間は、申請のあった月の初日から翌年6月末まで(4~6月の申請はその年の6月末まで)です。

現在、軽減を受けている方も、7月中旬に再申請が必要です。

対象者には更新のお知らせをします。(施設入所中の方は施設へお知らせします。)

●利用者負担軽減の内容について

食費・居住費(滞在費)の軽減【負担限度額認定】

住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方を対象に、介護保険施設や、短期入所(ショートステイ)利用時にかかる食費・居住費(滞在費)を軽減するものです。

利用者負担の段階は、本人の収入などに応じて以下のとおりに分かります。

利用者負担段階	対象者	1日あたりの食費	1日あたりの居住費(滞在費)		
			ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室※	多床室
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、生活保護を受けている方など	300円	820円	490円 (320円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	390円	820円	490円 (320円)	320円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方など	650円	1,640円	1,310円 (820円)	320円
基準費用額	《参考》 軽減を受けなかった場合の平均的な費用額	1,380円	1,970円	1,640円 (1,150円)	320円

※()内は介護老人福祉施設の従来型個室の額です。

訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護(ホームヘルパー)を利用したときの利用者負担(サービス費用の10%)を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方(生活保護を受けている方を除く)
-----	--

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

本町の佐賀地域は、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担の一部を軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方（生活保護受給世帯に属する方を除く）
-----	------------------------------

社会福祉法人などによる利用者負担軽減

所得などが一定以下で生計が困難な方に対して、介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用負担の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入（仕送りや非課税収入を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額など条件があります。
-----	--

詳しい事については、本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)にお問い合わせください。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～
 【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)

「平成23年度 福祉のしごと相談」ご案内

幡多福祉人材バンク無料職業紹介所では、福祉関係に就職・転職したい方を対象に登録していただき、求人に応じて福祉の職場を無料で紹介しています。

ヘルパー2級・ケアマネジャー・介護福祉士・看護師・保育士・調理師などの資格をお持ちの方、資格や経験を福祉に生かしてください。

子育てなどで現場を離れていた方、資格のない方もご相談ください。

- | | |
|--|--|
| <p>★福祉のしごと移動相談（黒潮町）</p> <p>【開催日】6/27(月)、12/26(月)</p> <p>【時間】午後1時～5時</p> <p>【場所】黒潮町保健福祉センター</p> | <p>★日曜福祉のしごと相談（四万十市）</p> <p>【開催日】6/26、7/24、8/28、9/25、10/23、11/27、12/25、H24/1/22、2/26、3/25</p> <p>【時間】午後1時～5時</p> <p>【場所】四万十市社会福祉センター</p> |
|--|--|

【お問い合わせ】無料職業紹介所 幡多福祉人材バンク(担当：西村) ☎(0880)35-5514
 〒787-0012 四万十市右山五月町8番3号 社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会内

心の健康相談のお知らせ

…ひとりで悩んでいませんか？
 人とのつきあいがどうもうまくいかない。
 いろんなことを考えてしまって、よく眠れない。
 なにをするのもいやになり、家にとじこもっている日々が続いている。
 …など、心にゆとりが無くなって、悩んだりしていませんか。
 そんな時、お気軽にご相談ください。



保健師などによる電話相談・面接相談は随時お受けしています。
 保健所では、相談される内容によって、精神科嘱託医の相談も受けることができます。

相談窓口 本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836 / 佐賀支所 地域住民課 保健センター ☎55-7373
 幡多福祉保健所 健康障害課 精神保健福祉担当 ☎(0880)34-5124 ・ ☎(0880)35-5979